

次世代育成支援に対する行動計画

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年1月1日～令和10年12月31日まで

2. 内容

目標1：計画期間内における男性の育児休業取得率を30%以上とする。

<対策>

- 令和8年1月～ 配偶者の出産予定の従業員に対し、出生時育児休業や育児休業制度を説明し、給与面や社会保険の取り扱いを周知する。
- 令和8年1月～ 配偶者の出産予定の従業員に対して、育児休業の取得予定を6ヶ月～2ヶ月以内に行う。
- 令和8年1月～ 育児・介護休業規程のリーフレット（簡易版）を作成し、重要な項目を従業員ならびに家族が理解しやすくする。
- 令和8年1月～ 育児休業を取得した従業員に対しヒアリングを行い、体験談などを社内報に掲載し、取得しやすい環境であることを周知する。

目標2：フルタイム労働者一人当たりの各月ごとの法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数を30時間未満とする。

<対策>

- 令和8年1月～ 週ごとの時間外労働の上限数値と注意数値を定め、勤怠管理システムから個人の時間を集計し該当者を抽出し、所属長に注意を促す。
- 令和8年1月～ 上記数値を毎週の定例会議で経営層へ共有し、状況報告や対策の確認を徹底する。
- 令和8年1月～ 45時間以上の時間外労働があった従業員をリスト化し、定常的に時間外労働が多い従業員を抽出し、所属長に注意を促す。